

気象学長期計画に関するその後の動向

日本気象学会長期計画委員会

1. まえがき

昭和40年5月の日本気象学会総会で可決された「気象学長期計画」に関するその後の情報についてお知らせしたい。

日本学術会議では長期研究計画調査委員会（委員長福島要一）がかねて長期にわたる日本の科学技術の全面的発展のために、科学者の自主性にもとづく研究の将来計画を検討してきた。この将来計画は、諸学会からだされた長期計画を資料として同委員会の組み立てた考え方を打ちだしたものであって、例えば、どの学問分野はどうあるべきであるとか、どう発展するべきだというようなこまかいことを論じているものではない。

2. 学術会議における勧告について

昭和40年10月の日本学術会議第44回総会において、この将来計画が討議され、「科学研究計画第1次5カ年計画について」という勧告となった。いまその内容を原文のまま紹介すると以下の通りである。

総括的勧告

政府は、日本学術会議が立案した科学研究計画第1次5カ年計画を尊重し、これを実施する努力を払われたい。なお実施に際し、具体的条件に応じて変更が行なわれることもあり得るが、その際、基本的な考え方が変更されぬよう。そして全体的な体系が破壊されぬよう特に留意し、必要に応じて本会議の意見を徴されたい。本会議としても勧告の成り行きについて注視し、必要と認める場合は、重ねて勧告を行なうであろう。

以下次の5つの点について具体的な措置をとるよう勧告しその実現を要望する。

勧告第1（経常的研究）

科学の不断の研究とその継承の行なわれる場である大学に豊かな研究環境を確保するため、現在の研究費の水準を大巾に引き上げることが必要であり、同時に研究施設、設備並びに研究体制の近代化を実現し得るよう従来の経常的研究費の概念を変えてその予算体系にも大巾な改善を施さなければならない。国公立の諸研究機関にあっても、その経常的研究に関しては大学に準じて考えられなければならない。

よって政府は、大学及び研究機関における経常的研究費につき本計画を基礎としてその大巾な増額と予算

体系の改善を行うより要望する。

勧告第2（計画的の研究）

近年における科学の急激な進展に伴い、上記経常的研究費による研究の他に、ある特定の目標をもって研究を進めなければならない場合がしばしば生起する。そのような場合には多数の研究者の共同的研究を要請することが多く、国内的のみならず国際的協力の要請される場合が少くない。したがってそれらが、計画的に遂行されることが必要となる。また、近年研究に際して巨大な施設、設備や極めて多額の研究費を必要とする例がよいよ一般となった。これらの研究を最も効果的に推進し、また施設、設備についても可及的に効率を高からしめるためには、綿密な計画が必要とされる。

政府は、上記計画的に行なわれる研究の展開を援助し、本計画の示す研究所、研究機関の設立計画の推進につき必要予算を計上し、それらの設置及び運営に遺憾なきよう配慮することを要望する。

勧告第3（共通的研究施設）（共通研究基盤）

科学技術研究のあらゆる分野において、大型電子計算機の果す役割は近年ますます急速にその重要度を加えつつある。その系統的な設置、利用の体系を立て、計画的にこれを推進して行くことが極めて重要である。また、科学・技術研究に対する、図書、資料等の整備保存及び利用のための諸施設設備の充実、あるいはこれらを管理する人材の育成確保がますます重要となりつつある。

よって政府はこれらの共通的研究施設について必要な予算を計上し、有効な体制を推進し、その円滑な運営を可能ならしむよう配慮することを要望する。

勧告第4（科学研究基金一仮称）

上記経常的研究を行い、また、計画的な研究を遂行するにあたって、研究の自己発展の本質から、絶えず経常研究の中から生れて来る新しい着想を捉えなければならず、また計画的な研究を推進するに当たっても、その進行に応じて絶えず新しい試みを行なって行かなければならない。更にまた、研究計画そのものを検討してゆくことも重要である。

そのような必要に則応するためには固定した予算に

捉われることなく支出し得る。いわゆる流動的弾力的資金制度が、不可欠である。かかる性質の経費は科学者の自主判断によってのみ有効な配分が可能であるがそのような制度が確立されれば研究費の効率を高めるうに極めて有効である。

政府は、従来の予算制度に捉われない資金として本計画に示した「科学研究基金」(仮称)を制度化し、それに必要な年々の予算を支出するよう要望する。

勧告第5 (総合研究計画会議—仮称)

日本学術会議は永年に亘って、科学各分野の研究将来計画とその総合化の策定に努力して来た。またそれらの諸計画の検討は、学術会議の各種委員会において行われてきた。しかしそれは非常に不十分な予算と機構となつて多大の困難の中で、多数の科学者の犠牲において遂行されてきたのである。今や、日本学術会議は、研究計画の大綱を示す段階になつたが、今後その内容をさらに一層精密に検討し、必要に応じて計画を修正し、更に次の計画を策定するためには、上記各委員会の機能を、より有効に発揮させるとともに、また新しい機構体制をも整備しなければ到底所期の目的を達成することはできないであろう。この目的のためには「総合研究計画会議」(仮称)を新たに日本学術会議内に設け、各種委員会の活動と協力して、その仕事を行なうことが必要であると考える。

政府は上記の目的をもつ活動を可能とするための予算を支出し、日本学術会議の体制を整備するよう要望する。

3. 学術会議の勧告の中で当学会に関連ある2, 3の内容

さて、このような勧告のうち、気象学会にとって関連の深い部分について詳しく説明すると次のようである。

勧告1の経常的研究費のうち、大学の経常研究費がまづ問題となる。ここでは研究費体系の確立の原則すなわち、教官研究費・学生経費・旅費・講座新設費・建物面積について示し、1971年度の1年間の大学関係、経常的研究費の試算をしている。費目と金額(単位千円)をあげると、教官研究費36,727, 特殊装置維持運転費1,176, 新設設備費5,285, 設備拡充更新費11,657, 施設費18,565, 教官旅費3,290, 大学院学生経費5,912, 学部学生経費7,792, 人件費56,369, 建物改築講義室増築20,000大学の管理運営に関する費用10,000, 公私立大学補助20,000, 計画研究の進行に伴う経費増7,542, 以上の合計204,315, すなわち約2000億円となっている。

1966年1月

次に国立試験研究機関の経常費であるが、(例えば、現在の気象庁気象研究所、農林省農業技術研究所などはこれにはいると思われる)極めて概略の数として現在のほぼ2倍の数字があがっていて、5年間に到達する目標は、国立試験研究機関で40,000, それに、民間研究に対する委託並に補助や特別調整費などを18,000とし、合計58,000, すなわち580億円をみている。

勧告2の計画的な研究費の中には、気象学会からだしている大気物理研究所が、15の設置、拡充すべき研究所の中には入っている。この中には、学術会議がすでに勧告し、新設が決定し、現在拡充の途上にあるものもある。例えば海洋研究所がそうである。しかし、新設がまだ未確定なものも含まれている。

4. 学術会議の科学研究計画第1次5年計画のまとめ

この計画には、科学・技術の全領域(人文・社会科学を含む)が含まれている。ただし、すべての分野に平等で同じ精度をもって検討を行うことは不可能であった。次の表の◎印をした部分はそのような部分である。△印をした部分は、一部にそのような部分を含むところである。次の表の数字は基礎資料から積みあげたもので、総計した結果、国家予算のほぼ10%になっている。金額の計算は1965年の現在の物価水準によっている。

研究費の体系	5年後に到達する目標(年間)
1) 経常的研究費	
A) 大学(私大研究費援助を含む)	2,040億円
◎B) 国立試験研究機関(注)	580
2) 計画的な研究費	
△A) プロジェクト研究, 共同研究	200
△B) 研究所, 研究機関等の設置・拡充	
△C) 極めて多額な研究施設 研究費を要する研究	200
3) 共通研究基盤	100
4) 科学研究基金(仮称)	300
合 計	3,420

(注) 概に説明の箇条で記したように、この中には、便宜民間研究への委託、補助及び各省特別調整費を含む。

5. 科学技術基本法案と長期計画

すでに新聞などを通じ、あるいは職場を通じ、科学技術基本法について関心をお持ちのことと思う。科学技術

会議では、昭和34年にでた「10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」に対して、昭和35年10月に答申し、科学技術基本法を制定すべきであるとの結論をえた。

この基本法はこんどの国会に提出されるはずであるが、内容のうち、長期計画と関連ある部分をえらんで紹介しておく。

まず、科学技術基本計画等という章で、基本計画は、(1)研究基盤の育成のための長期計画、(2)計画研究の促進のための長期計画、(3)その他科学技術に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるために必要な事項、についてその大綱を定めるものとする。こととなっている。

また、関係行政機関（すなわち各省、気象庁などが含まれる）は、基本計画に基づき科学技術に関する年次計画を作成しなければならないものとする。こととある。

また、科学技術基本法の制定にあたっては、科学技術会議第1部会長から科学技術会議の議長あてに、次のような考え方に基づいて審議したとなっている。総理府に附属機関として科学技術会議を置き、会議は(1)科学技術基本計画の策定および修正に関すること、(2)科学技術に

関する重要な政策に関すること、(3)日本学術会議への諮問および日本学術会議の答申または勧告に関することのうち重要なものに関し、内閣総理大臣の諮問に応じ答申するとともに、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができるものとし、内閣総理大臣は、この答申および意見を尊重しなければならないものとする……とある。

科学技術会議第2部会報告の「研究活動の拡充整備に関する方策（第4次案）〔40年11月24日〕」によると、その第3節総合的、組織的研究のうち、基盤整備型計画を必要とする研究として23ほどあがっており、極地研究、大気物理学研究などがあがっている。また、目標設定型計画を必要とする研究がたくさんあがっているうち、公害の影響と防止技術（大気汚染・水質汚濁など）、気象技術の高度化、水資源の総合的開発および利用などがはいつている。

これらの内容からみても、気象学会の長期計画と深い関連のあることは確実である。われわれとしては、科学技術会議の動きに充分の関心を持ち、当学会の長期計画の実現化のために努力しなければならない。

蒸発観測の改正について

気象庁観測部測候課

気象庁における蒸発観測は従来から小型蒸発計（直径20cm）を使って行なわれて来た。しかしこれによる蒸発量の観測値と周辺地域からの自然蒸発量の値との間の相関が良くない事が明らかとなって来たため、昭和41年1月1日から小型を廃止し、これにかえて大型蒸発計（直径120cm）を置いて次の12カ所の気象官署で蒸発観測を行なう事になった。

札幌管区気象台、根室測候所、宮古測候所、秋田地方気象台、東京管区気象台、輪島測候所、松本測候所、潮岬測候所、米子測候所、清水測候所、福岡管区気象台、鹿児島地方気象台。